

「中間取りまとめ」で課題とされた事項への対応（考え方）

※検討委員及び地方公共団体関係者等からのヒアリングを踏まえ事務局が整理したもの。

1. 地域のニーズを汲み上げた協働を目指す協議会が担うべき役割

- 「中間取りまとめ」において、総合型協議会の主要な役割は、将来像・ビジョンの議論・共有、国立公園の管理方針の検討・提案としていたところ。
- 国立公園の管理に責任を有する環境省が主導すべき事項を明確にした上で、協議会が担うべき役割を検討することが必要。例えば、失われた自然は回復することが難しいことから、保護規制については、協議会の検討事項に入れるかは慎重な検討が必要。
- 協議会が担うべき役割は、検討事項毎の性格、内容等に応じ、①環境省が決定すべき事項に対して意見を述べる、②環境省が決定すべき事項に事前に合意する、③協議会が決定する などにより明確にすることが可能ではないか。

2. 協議会の具体的な検討・提案事項

- 協議会の検討・提案事項は、①各国立公園の保護、利用に係る将来ビジョン、②ビジョンを踏まえた公園計画、③管理計画、④公園施設整備に係る計画、⑤国立公園管理・運営のための具体的な行動計画（環境省以外が実施する事項も含む）などが考えられる。
- 各国立公園の将来ビジョンは、協働型の国立公園運営を推進するために、関係者が共有すべきものであるが、その位置づけについては、検討が必要。
- 協働型管理・運営の推進にあたっては、環境省のみならず多様な関係者の取組を明らかにした行動計画を策定することが好ましいが、行動計画と管理計画の関係等について検討が必要。

3. 協議会の構成

- 協議会には、地方環境事務所、国の出先機関、地方公共団体に加え、公園事業者の代表（観光協会など）、公園管理団体、当該国立公園の自然環境・社会環境に特段の知見を有する者（研究者や国立公園の利用者を代表する者など）等が参加することが考えられる。
- 一方で、参加する者が広がりすぎると議論がまとまらなくなることが懸念されることから、人数を一定程度とし、その選定にあたって、地域の特性を踏まえ、選定方法を工夫することが必要。
- 協議会において、責任を持って踏み込んだ議論が行われるとともに、国立公園を含む地域全体についての視野をもった検討がなされるためには、それぞれの組織のしるべき者（施策の決定権者）が参画することが望ましい。
- また、協議会の構成員以外の意見を協議会の議論に反映させるための方策（住民説明会、ワークショップ、パブリックコメント等）の工夫も必要。

4. 事務局のあり方

- 国立公園の適正な管理・運営のための協議会であることから、地方環境事務所が事務局を担うことが適切と考えられる。ただし、環境省の人員・予算は限られていることから、効率的な運営が図られるような対策を検討することが必要ではないか。
- また、協議会の運営には、公園管理団体等が一定の役割を担うことが期待されることから、公園管理団体の増加のための方策を検討することも必要ではないか。

5. その他協議会の運営に関わる事項

(1) 協議会の運営を円滑にするための仕組み

- 組織の施策の決定権者が参画する協議会において、効果的・効率的な検討を行うためには、その準備のための実務担当者による幹事会等を設置することが考えられる。

(2) 協議会の下に、学識経験者によって構成される委員会を設置する必要性及び妥当性

- 学識経験者などによる客観的な立場による意見が協議会の議論に反映されることは重要。
- 科学委員会のような独立した組織を設置するのは費用・労力がかかることから、当該国立公園にかかわりの深い専門家に協議会の構成員として必要に応じ加わっていただく、あるいは協議会の下に設置する分科会に、分科会の検討事項に対して専門的な知見を有する有識者に必要に応じ加わっていただくなどして、専門的かつ客観的な意見を協議会にインプットするという形が考えられるのではないか。

(3) 協議会において充実した議論が行われるための方策

- 管理計画の策定をアウトプットとして見せるなど、協議会の検討事項を形にしておくこと等により協議会において充実した議論が行われるための工夫が必要。
- また、協議会は、関係する市町村長等が国立公園に関する意見を表明する場とするとともに、環境省の施策を理解する公式の場としても、経常的に設置されることは有意義と考えられる。

(4) 協議会の提案事項の実現を確実にするために必要な措置

- 協議会における議論を経て決定された事項が確実に実施されるため、協議会の位置づけ、ビジョンの性格、管理計画のあり方などについて、平成25年度に複数箇所ですべて試行的に協議会を開催していくなかで、知見を蓄積することが必要と考えられる。